

生活習慣病管理料について



令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更となりました。

高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導等を記載した療養計画書を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。

ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

当院では、患者様の状態に応じて、リフィル処方・28日以上の長期処方を行うことが可能です。

※リフィル処方・長期処方の対応が可能なかどうかは、病状や薬剤の種類に応じて医師が判断いたします。

ご希望の方は、診察時に医師にご相談ください。

井出内科

